

K**国名及び2文字コード****K**

附属書Kは、PCTに基づく国際出願に関する書類中において、国家、その他の組織及び政府間機関（及びその官庁）を表示するため使用が認められている略称及び2文字コードのリストを含む。このリストはWIPO標準ST. 3で定められているものと同じである（ウェブサイト www.wipo.int/standards/en/pdf/03-03-01.pdf のWIPO Standards, Recommendations and Guidelines の一覧を参照）。

標準 S T . 3

国家、その他の組織及び政府間機関を表示するための2文字コードの推奨標準

2019年7月5日の第7回会議における
WIPO標準に関する委員会（CWS）によって採択された改訂

序

1. この推奨標準は、工業所有権情報へのアクセスを改善するために、特に国家、その他の組織及び政府間機関であって、工業所有権保護の法制度を設けているもの又は工業所有権分野の条約の枠組みで行動している機関を表示するアルファベット2文字のコードを提供している。

2. この推奨標準に示す国家又はその他の組織の指定は、国家若しくは地域の法的地位、その権限又は国境画定に関するいかなる意見を示すものでもない。

3. この推奨標準における2文字コードは、国際標準化機構（ISO）のオンライン閲覧プラットフォームから利用可能な国際標準ISO 3166-1、「Codes for the Representation of Names of Countries and their Subdivisions - Part 1: Country Codes」に含まれている、一般的に認められているISO Alpha-2コードに沿うものである。この推奨標準における国家名称の短縮形は、少数の例外を除き国連用語データベース（UNTERM）に沿うものである。これらの例外及び地域名は、関係国の公式要求に配慮して、確立されたWIPO実務を基礎としている。

推奨標準コード

4. この推奨標準は、国家、その他の組織又は政府間機関をコード化して特定するよう要求している工業所有権官庁で使用されることを企図している。

5. 推奨コードは、附属書Aの第1部及び第2部に、次の構成で含まれている。

(i) 第1部は、国家、その他の組織又は政府間機関の短縮名称をアルファベット順で記載したリスト、及び対応するコードを表示している。

(ii) 第2部は、(i)で示すコードをアルファベット順で記載し、対応する国家、その他の組織又は政府間機関の（短縮）名称を表示している。

6. 上述した推奨コードに加えて、不明の国家、その他の組織及び機関を表示するためにアルファベット2文字コード「XX」が推奨される。

管理

7. ISOは、国際標準ISO 3166の管理を、Maintenance Agencyに付託している。WIPOは、Maintenance Agencyの協力会員としての地位が認められているので、この作業に緊密に協力している。

8. 国際事務局は、新たなアルファベット2文字コードの追加又は既存のアルファベット2文字コードの修正に関するMaintenance Agency及び各WIPO関係部局の決定に従い、この推奨標準を適宜更新する。国家及び地域の新名称の加入又は既存名称の変更に関して国際事務局は、パラグラフ3で述べた少数の例外を除き、UNTERMに従い、この推奨標準を更新している。政府間機関の新名称の加入又は既存名称の変更に関して国際事務局は、関係する政府間機関から受領した通達及びこれに関して確立されたWIPO実務に従い、この推奨標準を更新している。この推奨標準の更新手続は附属書IIIに記載されている。

使用方法及び利用者のガイドライン

9. 工業所有権又はその出願に関する書類の利用者の便宜を図るために、この推奨標準の附属書IIの第1部に、1978年1月1日より前に有効であったコードが後に新たなコードに置き換えられた国家のリストを表示する。存在していない国家又は組織の各コードのリストは、附属書IIの第2部に表示する。

10. この推奨標準の附属書Iに記載されているコードは、1978年1月1日より前に異なるコードが存在していた書類を参照する場合であっても、工業所有権又はその出願に関する書類すべてに使用すべきである。

11. AA, QM~QY, XA~XM, XO~XT, XW, XY, XZ及びZZのコードは、個人用並びに暫定的なコードとして使用可能である。

(附属書に続く)

国名及び2文字コード

附属書I, 第1部

アルファベット順の国家, その他の組織及び政府間機関の名称 (略称)
並びに対応する2文字コードのリスト

アフガニスタン	AF	コンゴ(コンゴ民主共和国は下記参照)	
アフリカ知的所有権機関(OAPI) ⁽¹⁾⁽¹³⁾	OA	コンゴ	CG
アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) ⁽¹⁾⁽¹³⁾	AP	クック諸島	CK
アルバニア	AL	コスタリカ	CR
アルジェリア	DZ	コートジボワール	CI
アンドラ	AD	クロアチア	HR
アンゴラ	AO	キューバ	CU
アンギラ	AI	キュラソー	CW
アンティグア・バーブーダ	AG	キプロス	CY
アルゼンチン	AR	チェキア	CZ
アルメニア	AM	朝鮮民主主義人民共和国	KP
アルバ	AW	コンゴ民主共和国	CD
オーストラリア	AU	デンマーク	DK
オーストリア	AT	ジブチ	DJ
アゼルバイジャン	AZ	ドミニカ	DM
		ドミニカ共和国	DO
バハマ	BS	エクアドル	EC
バーレーン	BH	エジプト	EG
バングラデシュ	BD	エルサルバドル	SV
バルバドス	BB	赤道ギニア	GQ
ベラルーシ	BY	エリトリア	ER
ベルギー	BE	エストニア	EE
ベリーズ	BZ	エスワティニ	SZ
ベネルクス知的所有権庁(BOIP) ⁽²⁾⁽¹³⁾	BX	エチオピア	ET
ベナン	BJ	ユーラシア特許機構(EAPO) ⁽¹⁾⁽¹³⁾	EA
バミューダ	BM	欧州連合(EU) ⁽¹⁴⁾	EU
ブータン	BT	欧州連合知的財産庁(EUIPO) ⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾	EM
ボリビア多民族国	BO	欧州特許庁(EPO) ⁽¹⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾	EP
ボネール, シント・ユースタティウス 及びサバ	BQ	フォークランド諸島(マルビナス)	FK
ボスニア・ヘルツェゴビナ	BA	フェロー諸島	FO
ボツワナ	BW	フィジー	FJ
ブーベ島	BV	フィンランド	FI
ブラジル	BR	フランス	FR
バージン諸島(英国領)	VG	ガボン	GA
ブルネイ・ダルサラーム	BN	ガンビア	GM
ブルガリア	BG	ジョージア	GE
ブルキナファソ	BF	ドイツ ⁽³⁾	DE
ブルンジ	BI	ガーナ	GH
カンボジア	KH	ジブラルタル	GI
カメルーン	CM	ギリシャ	GR
カナダ	CA	グリーンランド	GL
カーボベルデ	CV	グレナダ	GD
ケイマン諸島	KY	グアテマラ	GT
中央アフリカ共和国	CF	ガンジー	GG
チャド	TD	ギニア	GN
チリ	CL	ギニアビサウ	GW
中華人民共和国	CN		
共同体植物品種庁 (欧州連合)(CPVO) ⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾	QZ		
コロンビア	CO		
コモロ	KM		

国名及び2文字コード

湾岸協力会議(湾岸協力会議特許庁参照)		モントセラト	MS
ガイアナ	GY	モロッコ	MA
ハイチ	HT	モザンビーク	MZ
法王聖座	VA	ミャンマー	MM
ホンジュラス	HN	ナミビア	NA
香港(中国)	HK	ナウル	NR
ハンガリー	HU	ネパール	NP
アイスランド	IS	オランダ	NL
インド	IN	ニュージーランド	NZ
インドネシア	ID	ニカラグア	NI
世界知的所有権機関(WIPO)		ニジェール	NE
国際事務局 ⁽⁴⁾ ⁽¹³⁾	IB, WO	ナイジェリア	NG
植物新品種保護国際同盟(UPOV) ⁽¹³⁾	XU	北欧特許機構(NPI) ⁽¹⁾ ⁽¹³⁾	XN
イラン・イスラム共和国	IR	北マケドニア	MK
イラク	IQ	北マリアナ諸島	MP
アイルランド	IE	ノルウェー	NO
マン島	IM	オマーン	OM
イスラエル	IL	パキスタン	PK
イタリア	IT	パラオ	PW
ジャマイカ	JM	パナマ	PA
日本	JP	パプアニューギニア	PG
ジャージー	JE	パラグアイ	PY
ヨルダン	JO	湾岸協力会議(GCC)特許庁 ⁽¹³⁾	GC
カザフスタン	KZ	ペルー	PE
ケニア	KE	フィリピン	PH
キリバス	KI	ポーランド	PL
コリア(朝鮮民主主義人民共和国及び 大韓民国参照)		ポルトガル	PT
クウェート	KW	カタール	QA
キルギス	KG	大韓民国	KR
ラオス人民民主共和国	LA	モルドバ共和国	MD
ラトビア	LV	ルーマニア	RO
レバノン	LB	ロシア連邦	RU
レソト	LS	ルワンダ	RW
リベリア	LR	セントヘレナ	SH
リビア	LY	セントクリストファー・ネービス	KN
リヒテンシュタイン	LI	セントルシア	LC
リトアニア	LT	セントビンセント及びグレナディーン諸島	VC
ルクセンブルク	LU	サモア	WS
マカオ(中国)	MO	サンマリノ	SM
マダガスカル	MG	サントメ・プリンシペ	ST
マラウイ	MW	サウジアラビア	SA
マレーシア	MY	セネガル	SN
モルディブ	MV	セルビア	RS
マリ	ML	セーシェル	SC
マルタ	MT	シエラレオネ	SL
モーリタニア	MR	シンガポール	SG
モーリシャス	MU	シント・マールテン(オランダ領)	SX
メキシコ	MX	スロバキア	SK
モルドバ(モルドバ共和国参照)		スロベニア	SI
モナコ	MC	ソロモン諸島	SB
モンゴル	MN	ソマリア	SO
モンテネグロ	ME	南アフリカ	ZA
		南ジョージア・南サンドウィッチ諸島	GS

国名及び2文字コード

南スーダン	SS	ウガンダ	UG
スペイン	ES	ウクライナ	UA
スリランカ	LK	アラブ首長国連邦	AE
スーダン	SD	イギリス	GB
スリナム	SR	タンザニア連合共和国	TZ
スウェーデン	SE	アメリカ合衆国	US
スイス	CH	ウルグアイ	UY
シリア・アラブ共和国	SY	ウズベキスタン	UZ
台湾(中国台湾省)	TW	バヌアツ	VU
タジキスタン	TJ	バチカン市国(法王聖座参照)	
タンザニア(タンザニア連合共和国参照)		ベネズエラ・ボリバル共和国	VE
タイ	TH	ベトナム	VN
東ティモール	TL	ヴィシエグラード特許機構(VPI) ⁽¹⁾⁽¹³⁾	XV
トーゴ	TG	西サハラ ⁽⁵⁾	EH
トンガ	TO	世界知的所有権機関(WIPO)	
トリニダード・トバゴ	TT	(国際事務局) ⁽⁴⁾⁽¹³⁾	WO, IB
チュニジア	TN	イエメン	YE
トルコ	TR	ザンビア	ZM
トルクメニスタン	TM	ジンバブエ	ZW
タークス・カイコス諸島	TC		
ツバル	TV		

(第2部に続く)

国名及び2文字コード

附属書 I, 第2部

アルファベット順の2文字コードのリスト 並びに対応する国家, その他の組織及び政府間機関の名称(略称)

AD	アンドラ	DK	デンマーク
AE	アラブ首長国連邦	DM	ドミニカ
AF	アフガニスタン	DO	ドミニカ共和国
AG	アンティグア・バーブーダ	DZ	アルジェリア
AI	アンギラ		
AL	アルバニア	EA	ユーラシア特許機構(E A P O) ⁽¹⁾⁽¹³⁾
AM	アルメニア	EC	エクアドル
AO	アンゴラ	EE	エストニア
AP	アフリカ広域知的所有権機関 (A R I P O) ⁽¹⁾⁽¹³⁾	EG	エジプト
AR	アルゼンチン	EH	西サハラ ⁽⁵⁾
AT	オーストリア	EM	欧州連合知的財産庁(E U I P O) ⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾
AU	オーストラリア	EP	欧州特許庁(E P O) ⁽¹⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾
AW	アルバ	ER	エリトリア
AZ	アゼルバイジャン	ES	スペイン
		ET	エチオピア
		EU	欧州連合 ⁽¹⁴⁾
BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ		
BB	バルバドス	FI	フィンランド
BD	バングラデシュ	FJ	フィジー
BE	ベルギー	FK	フォークランド諸島(マルビナス)
BF	ブルキナファソ	FO	フェロー諸島
BG	ブルガリア	FR	フランス
BH	バーレーン		
BI	ブルンジ	GA	ガボン
BJ	ベナン	GB	イギリス
BM	バミューダ	GC	湾岸協力会議(G C C)特許庁 ⁽¹³⁾
BN	ブルネイ・ダルサラーム	GD	グレナダ
BO	ボリビア多民族国	GE	ジョージア
BQ	ボネール, シント・ユースタティウス 及びサバ	GG	ガーンジー
BR	ブラジル	GH	ガーナ
BS	バハマ	GI	ジブラルタル
BT	ブータン	GL	グリーンランド
BV	ブーベ島	GM	ガンビア
BW	ボツワナ	GN	ギニア
BX	ベネルクス知的所有権庁(B O I P) ⁽²⁾⁽¹³⁾	GQ	赤道ギニア
BY	ベラルーシ	GR	ギリシャ
BZ	ベリーズ	GS	南ジョージア・南サンドウィッチ諸島
		GT	グアテマラ
CA	カナダ	GW	ギニアビサウ
CD	コンゴ民主共和国	GY	ガイアナ
CF	中央アフリカ共和国		
CG	コンゴ	HK	香港(中国)
CH	スイス	HN	ホンジュラス
CI	コートジボワール	HR	クロアチア
CK	クック諸島	HT	ハイチ
CL	チリ	HU	ハンガリー
CM	カメルーン		
CN	中華人民共和国	IB	世界知的所有権機関(W I P O) 国際事務局 ⁽⁴⁾⁽¹³⁾
CO	コロンビア	ID	インドネシア
CR	コスタリカ	IE	アイルランド
CU	キューバ	IL	イスラエル
CV	カーボベルデ	IM	マン島
CW	キュラソー	IN	インド
CY	キプロス	IQ	イラク
CZ	チェキア	IR	イラン・イスラム共和国
		IS	アイスランド
DE	ドイツ ⁽³⁾		
DJ	ジブチ		

国名及び2文字コード

附属書 I, 第 2 部
2 頁

IT	イタリア	OM	オマーン
JE	ジャージー	PA	パナマ
JM	ジャマイカ	PE	ペルー
JO	ヨルダン	PG	パプアニューギニア
JP	日本	PH	フィリピン
KE	ケニア	PK	パキスタン
KG	キルギス	PL	ポーランド
KH	カンボジア	PT	ポルトガル
KI	キリバス	PW	パラオ
KM	コモロ	PY	パラグアイ
KN	セントクリストファー・ネイビス	QA	カタール
KP	朝鮮民主主義人民共和国	QZ	共同体植物品種庁 (欧州連合)(C P V O) ⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾
KR	大韓民国	RO	ルーマニア
KW	クウェート	RS	セルビア
KY	ケイマン諸島	RU	ロシア連邦
KZ	カザフスタン	RW	ルワンダ
LA	ラオス人民民主共和国	SA	サウジアラビア
LB	レバノン	SB	ソロモン諸島
LC	セントルシア	SC	セーシェル
LI	リヒテンシュタイン	SD	スーダン
LK	スリランカ	SE	スウェーデン
LR	リベリア	SG	シンガポール
LS	レソト	SH	セントヘレナ, アセンション及びトリスタン・ ダ・クーニャ
LT	リトアニア	SI	スロベニア
LU	ルクセンブルク	SK	スロバキア
LV	ラトビア	SL	シエラレオネ
LY	リビア	SM	サンマリノ
MA	モロッコ	SN	セネガル
MC	モナコ	SO	ソマリア
MD	モルドバ共和国	SR	スリナム
ME	モンテネグロ	SS	南スーダン
MG	マダガスカル	ST	サントメ・プリンシペ
MK	北マケドニア	SV	エルサルバドル
ML	マリ	SX	シント・マールテン(オランダ領)
MM	ミャンマー	SY	シリア・アラブ共和国
MN	モンゴル	SZ	エスワティニ
MO	マカオ(中国)	TC	タークス・カイコス諸島
MP	北マリアナ諸島	TD	チャド
MR	モーリタニア	TG	トーゴ
MS	モントセラト	TH	タイ
MT	マルタ	TJ	タジキスタン
MU	モーリシャス	TL	東ティモール
MV	モルディブ	TM	トルクメニスタン
MW	マラウイ	TN	チュニジア
MX	メキシコ	TO	トンガ
MY	マレーシア	TR	トルコ
MZ	モザンビーク	TT	トリニダード・トバゴ
NA	ナミビア	TV	ツバル
NE	ニジェール	TW	台湾(中国台湾省)
NG	ナイジェリア	TZ	タンザニア連合共和国
NI	ニカラグア	UA	ウクライナ
NL	オランダ	UG	ウガンダ
NO	ノルウェー	US	アメリカ合衆国
NP	ネパール	UY	ウルグアイ
NR	ナウル	UZ	ウズベキスタン
NZ	ニュージーランド		
OA	アフリカ知的所有権機関(O A P I) ⁽¹⁾⁽¹³⁾		

国名及び2文字コード

附属書 I, 第 2 部 3 頁

VA	バチカン市国(法王聖座)	XN	北欧特許機構(NPI) ⁽¹⁾⁽¹³⁾
VC	セントビンセント及び グレナディーン諸島	XU	植物新品種保護国際同盟(UPOV) ⁽¹³⁾
VE	ベネズエラ・ボリバル共和国	XV	ヴィシエグラード特許機構(VPI) ⁽¹⁾⁽¹³⁾
VG	バージン諸島(英国領)	YE	イエメン
VN	ベトナム	ZA	南アフリカ
VU	バヌアツ	ZM	ザンビア
WO	世界知的所有権機関(WIPO) (国際事務局) ⁽⁴⁾⁽¹³⁾	ZW	ジンバブエ
WS	サモア		

[附属書 II に続く]

国名及び2文字コード

附属書Ⅱ，第1部

コードが変更された国のリスト

国名	1978年1月1日 より前の コード	1978年1月1日 からの 新コード	国名	1978年1月1日 より前の コード	1978年1月1日 からの 新コード
アルバニア	AN	AL	日本	JA	JP
アルジェリア	AG	DZ	クウェート	KU	KW
オーストリア	OE	AT	リヒテンシュタイン	FL	LI
バーレーン	BB	BH	マダガスカル	MD	MG
バングラデシュ	BA	BD	マリ	MJ	ML
バルバドス	BD	BB	マルタ	ML	MT
ベナン	DA	BJ	モーリタニア	MT	MR
ブータン	BH	BT	モーリシャス	MS	MU
ボツワナ	BT	BW	モンゴル	MO	MN
ブルキナファソ	UV	HV/BF ⁽⁶⁾	ミャンマー	BU	MM ⁽⁸⁾
ビルマ(ミャンマー参照)			ニカラグア	NA	NI
カンボジア	CD	KH	ニジェール	NI	NE
カメルーン	KA	CM	ナイジェリア	WN	NG
中央アフリカ共和国	ZR	CF	オマーン	MU	OM
チャド	TS	TD	パナマ	PM	PA
チリ	CE	CL	バプアニューギニア	PP	PG
中華人民共和国	RC	CN	パラグアイ	PG	PY
コンゴ	CF	CG	ポーランド	PO	PL
カンボジア共和国 (カンボジア参照)			大韓民国	KS	KR
朝鮮民主主義人民共和国	KN	KP	ルーマニア	RU	RO
コンゴ民主共和国	CB	ZR/CD ⁽⁷⁾	シエラレオネ	WL	SL
ドミニカ共和国	DR	DO	スリランカ	CL	LK
東ティモール民主共和国 (東ティモール参照)	—	—	スウェーデン	SW	SE
エジプト	ET	EG	シリア・アラブ共和国	SR	SY
エルサルバドル	SL	SV	東ティモール	TP	TL ⁽⁹⁾
エチオピア	EA	ET	トーゴ	TO	TG
フィンランド	SF	FI	トンガ	TI	TO
ガンビア	GE	GM	トリニダード・トバゴ	TD	TT
ドイツ	DT	DE	タンザニア連合共和国	TA	TZ
グアテマラ	GU	GT	ザイール (コンゴ民主共和国参照)		
ギニア	GI	GN	ザンビア	ZB	ZM
ハイチ	HI	HT			
バチカン市国 (法王聖座)	CV	VA			
ホンジュラス	HO	HN			
アイルランド	EI	IE			

〔第2部に続く〕

国名及び2文字コード

附属書Ⅱ，第2部

1978年1月1日に存在していたが，現在は存在していない国家又は組織のリスト

チェコスロバキア	C S
民主イエメン	S Y/Y D ⁽¹⁰⁾
ドイツ民主共和国	D L/D D ⁽¹¹⁾
国際特許機構	I B
ソビエト連邦	S U
ユーゴスラビア／ セルビア・モンテネグロ	Y U ⁽¹²⁾

〔附属書Ⅲに続く〕

附属書Ⅲ

WIPO標準ST.3の改定手続

1. 国際事務局はWIPO標準ST.3における国家、地域及び政府間機関の名称の短縮形を改定し、その改定についてWIPO標準に関する委員会（CWS）委員に次を通告する。

(a) 国際事務局は、国連用語データベース（UNTERM）が採用した国家名称の短縮形に関する変更を導入することによって、WIPO標準ST.3を改定する。地域名称に関して、又はUNTERMの国家名称からの逸脱が必要な場合についても国際事務局は、関係する国家の公式要求を反映させて、確立されたWIPO実務を基礎として必要な変更を導入することによって、WIPO標準ST.3を改定する。政府間機関の名称に関して国際事務局は、国際事務局が特定した又は関係する政府間機関から国際事務局が受領した変更を導入することによって、同様にWIPO標準ST.3を改定する。

(b) その後、国際事務局は、WIPOウェブサイトにて改定WIPO標準ST.3を公表し、それに続き改定の公表についてCWS委員に通知する。

2. 2文字コードの変更など、パラグラフ1で述べた名称以外のWIPO標準ST.3の改定に関して国際事務局は、CWS委員の検討及び承認を求めて、次の改定案を作成すべきである。

(a) 国際事務局はWIPO標準ST.3の改定案を作成する。特に国家及び地域の2文字コードに関して国際事務局は、ISO3166/MAで既に採用している変更を導入することによって、WIPO標準ST.3の改定案を作成する。政府間機関の2文字コードに関して国際事務局は、関係する機関を表示する適切な2文字コードを導入することによって、WIPO標準ST.3の改定案を作成する。

(b) 国際事務局は回覧を発行し、CWS委員に2箇月以内に改定案を検討するよう求める。

(c) 2箇月以内に同意が得られた場合、国際事務局は改定WIPO標準ST.3を公表する。

(d) 同意が得られない場合、国際事務局の改定案及び提出された備考が次回のCWS会議に送致され、検討及び最終決定が行われる。

〔附属書Ⅲ及び標準 終わり〕

- (1) PCT（特許協力条約）に基づき特定の締約国のために行動する政府間機関（広域特許庁）。欧州特許庁の場合には、欧州特許機構の運営機関である。
- (2) ベネルクス知的所有権庁（BOIP）（旧ベネルクス商標意匠庁）は、商標及び意匠に関して、ベルギー、ルクセンブルク及びオランダの国内官庁に代わる業務を行っている。
- (3) 国際標章登録の電子データベースにおいて、WIPO国際事務局は、現行の標準ST.3に含まれない次の追加コードを使用している。1990年10月3日より前にドイツ連邦共和国を構成していた領域を含まないドイツを指す「DD」、及び1990年10月3日より前にドイツ民主共和国を構成していた領域を含まないドイツを指す「DT」。
- (4) コード「WO」は、特許協力条約（PCT）に基づきPCT受理官庁に対して行われた国際出願の国際公開に関し、並びに意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく意匠の国際登録の公開において使用される。これに関して、WIPO標準ST.9及びST.80に記載されたINIDコード（33）が参照できる。コード「WO」は更に、標章の国際登録に関するマドリッド協定及びマドリッド協定議定書に基づく標章の国際登録にも使用される。コード「IB」は、PCTに基づきPCTの受理官庁としてのWIPO国際事務局に対して行われた国際出願の受領に関して使用される。

- (5) 暫定的な名称。
- (6) コードB Fは1984年に採択された。
- (7) コードC Dは1997年に採択された。
- (8) コードM Mは1989年に採択された。
- (9) コードT Lは2002年5月20日に採択された。
- (10) コードS Yは1978年1月1日より前に使用されていた。
- (11) コードD Lは1978年1月1日より前に使用されていた。
- (12) 2003年2月4日付で「ユーゴスラビア」から「セルビア・モンテネグロ」に国名が変更され、I S O 3166/MAが2003年7月23日の告示によって新たな国名及び「Y U」に代わり）新たな2文字コード「C S」を使用する決定を行った後、S C I T標準・ドキュメンテーション・ワーキンググループは2004年11月11日の第5回会合において、コード「C S」は1993年まで「チェコスロバキア」を示すものとして過去に使用されていたことに起因して一部で問題が生じることから、工業所有権分野において「セルビア・モンテネグロ」には2文字コード「Y U」を引き続き使用するよう推奨することに同意した。
- (13) 機関の頭文字又は略称はその名称の一部ではない。
- (14) 2文字コード「E P」「E M」「Q Z」はこの標準で定義する対応官庁を表示するために使用するが、その一方でコード「E U」は、欧州連合のその他の機関を表示するために使用しなければならない。更に、これらのコードは次の状況において使用しなければならない。

欧州特許庁(E P O)が管理する特許に関する書類及び情報については「E P」

欧州連合知的財産庁(E U I P O)が管理する欧州連合商標及び欧州連合意匠に関する書類並びに情報について、並びに、マドリッド及びハーグ制度における欧州連合の指定については「E M」

共同体植物品種庁(C P V O)が管理する共同体植物品種権に関する書類及び情報については「Q Z」

欧州連合に適用されるその他の権利に関する書類及び情報であって、欧州医薬品庁が許可する市販認可、E U法制度に基づき保護される地理的表示など、コード「E P」「E M」「Q Z」の対象とされないものについては「E U」